

JCHO 人吉医療センターにおける受託実習生の受入れに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、JCHO 人吉医療センター（以下「病院」という。）における受託実習生の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託実習生」とは、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の医療関係業務従事者の養成を目的とする学校若しくは養成所又は医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の学生等で、当該養成機関等の長からの実習委託の申請に基づき、病院で実習生として受入れを許可された者をいう。

(申請)

第3条 養成機関等の長は、病院に学生等の実習を委託しようとするときは、養成機関等が作成した文書又は実習委託申請書（様式1号）により JCHO 人吉医療センター院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

(許可)

第4条 院長は前条に規定する申請があった場合は、病院の業務に支障がないと認められるものに限り、受託実習生として受入れを許可するものとする。

(受託実習料)

第5条 養成機関の長は、受託実習生の受入れが許可されたときには、受託実習料を納付しなければならない。受託実習料の額については、養成機関の長と管理者の協議により決定する。

(遵守事項等)

第5条 受託実習生は、法令及び病院の諸規則を遵守し、所属長または実習指導者の指示に基づき、実習しなければならない。

- 2 受託実習生は、実習にあたり知りえた機密、個人情報を実習中とその後も第三者に故意または過失によって漏洩したり、使用してはならない。また、個人情報・情報システム利用誓約書を院長に提出しなければならない。

(実習証明書)

第6条 院長は養成機関等の長から当該実習に係る証明の願い出があったときには、実習証明書を交付する。

(損害賠償責任)

第 7 条 受託実習生が故意又は過失により病院の施設並びに備品、又は患者に対して損害を与えた場合、院長はその損害の賠償を求めることができる。

2 受託実習生が自己の不注意により研修中に負傷し、又は疾病に罹ったときは、本人において、速やかに処理しなければならない。

(実習の停止及び許可の取り消し)

第 8 条 受託実習生が、法令や病院の諸規則に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があった場合は、院長は、当該受託実習生の実習を中止させ、又は許可を取り消すことができる。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか受託実習生の受入れに関し必要な事項は、院長が別に定める。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。